

「学校スローガン」  
未来に向かってチャレンジ！！  
来年の自分・10年後の自分に必要な力を身に付けよう！

# 緑小だより

令和2年5月29日（金）発行 NO. 6 留萌市立緑丘小学校



## 6月1日（月）より学校が再開します！

### コロナウイルス感染防止に努めながら、教育活動を進めていきます！

計5日間の登校日を経て、6月1日（月）より学校を再開します。緑丘小学校では、留萌市が文科省から出された「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～『新しい生活様式』～」に記載されている地域感染レベルがレベル1に該当することに基づき、以下の点に気を付けながら教育活動を進めていきます。（裏面参照）子どもたちや保護者の皆様には、ご不便をかけますが、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

#### 1 校舎環境について

4・5月の登校日では、30人以上の学級においてホールや音楽室を活用していましたが、6月からは、教室のドアを常時開けておくなど換気に充分努め、座席の間隔をできるだけ離しながら全学級教室にて授業を行っていきます。

また、これまで同様、教室やトイレなど子どもたちが利用する場所のうち、特に多くの子どもが手に触れる場所は、毎日下校後職員が消毒作業を行います。

#### 2 健康管理について

毎日、ご家庭で検温等体調管理をしていただき、マスクを着用しての登校をお願いします。登校後は、玄関にて手の消毒を行ってから、各教室に入ります。水筒の持参については、もうしばらく継続します。

なお、お子さんに発熱やせきなど風邪の症状が見られる場合は、登校を自粛していただくこととなります。（その場合は、欠席でなく出席停止となります。）また、登校後、上記のような症状がみられ、子どもから体調不良の訴えがあるときは、すぐに早退させることとなります。（申し訳ありませんが、学校で体調回復に向けて様子を見ることはできません。）その場合は、お仕事等で忙しいことと思いますが、お迎えのご連絡をしますのでご理解のほどよろしくお願いいたします。



#### 3 授業に関わって

特に感染リスクの高い活動については、以下のような対応を取りながら進めていきます。

- ・ペアやグループによる意見交流など対面形式となる活動は、短い時間の中で実施します。
- ・音楽の合唱、リコーダー及び鍵盤ハーモニカ等の楽器演奏は、学年を前半、後半などに分けた

り、少人数グループを活用したりするなど、全員一斉による学習を当面自粛します。

- ・家庭科の調理実習は、1学期は行わず、2学期以降に実施します。
- ・体育は、2m以上の間隔を保ちながらマスクを外して実施します。ボール運動など間隔を保つことが難しい競技については時期をずらし、マット運動や跳び箱などの器械運動や表現運動など密集にならないものから先に実施していきます。
- ・理科の実験用具や楽器、体育器具など児童が共有する物品などは、使用後職員が消毒作業を行います。



#### 4 休み時間に関わって

天気にもよりますが、休み時間には窓を開け、換気に努めます。業間休みや昼休みの体育館の使用については、密集になることを避けるため、学年ごとに割り当てを決め使用させます。また、教室に戻る際には、必ず手洗いと手の消毒をするよう指導します。

#### 5 給食に関わって

給食に関わっては、5月の登校日の対応と同じように最大限の注意を払っていきます。

- ・座席は、対面ではなく、間隔を空けて前を向いた状態とします。会話は極力控えるよう指導します。
- ・当番児童には、手を消毒させ、エプロン、三角巾、マスクを着用させます。
- ・一度児童に配膳した給食の量の調節はしません。少なめに盛って、減らすことがないよう指導します。残すことがあっても、「大丈夫だよ」と声かけをします。
- ・おかわりについては、教員が盛り付けます。
- ・喫食中は、ハンカチを机の上に置いて、咳エチケットの徹底を図ります。
- ・使用したお盆は、水拭きの後、消毒作業も行います。



#### 6 清掃について

換気のよい状況下で、マスクを着用して行かせます。しかし、児童によるトイレ清掃は、当面見合わせます。水飲み場の清掃では、ゴム手袋ではなく、使い捨ての手袋の使用を予定しています。

#### 7 行事等について

- ・お店探検や見学など施設に赴く校外学習は、当面自粛します。
- ・委員会活動は、準備を整えながら6月より実施します。
- ・なかよし給食や縦割り清掃などの縦割り活動は、1学期は行わず、2学期より実施します。
- ・危機管理に関わる避難訓練や交通安全教室、集団下校訓練等は、内容を見直しながら6月より実施します。
- ・体力づくりは、現在配付している「体力アップカード」を用いて個人個人で取り組み、全校一斉に行うものは2学期より実施します。

「新しい生活様式」を踏まえた学校の行動基準

地域の感染レベル	身体的距離の確保	感染リスクの高い 教科活動	部活動 (自由意思の活動)
レベル3	できるだけ2m 程度(最低1m)	行わない	個人や少人数での リスクの低い活動で短 時間での活動に限定
レベル2	できるだけ2m 程度(最低1m)	リスクの低い活動から 徐々に実施 <sup>2</sup>	リスクの低い活動から 徐々に実施 <sup>2</sup> し、教 師等が活動状況の確 認を徹底
レベル1	1mを目安に 学級内で最大限の 間隔を取ること	十分な感染対策を行 った上で実施	十分な感染対策を行 った上で実施

「レベル3」・・・生活圏内の状況が、「特定(警戒)都道府県」に相当する感染状況である地域  
(累積患者数、感染経路が不明な感染者数の割合、直近1週間の倍加時間な  
どで判断する。特措法第45条に基づく「徹底した行動変容の要請」で新規  
感染者数を劇的に抑え込む地域。)

「レベル2」・・・生活圏内の状況が、  
①「感染拡大注意都道府県」に相当する感染状況である地域(特定(警戒)  
都道府県の指定基準等を踏まえつつ、その半分程度などの新規報告者等  
で判断することが考えられる。感染状況をモニタリングしながら、「新  
しい生活様式」を徹底するとともに、必要に応じ、知事が特措法第24  
条第9項に基づく協力要請を実施する地域)及び  
②「感染観察都道府県」に相当する感染状況である地域のうち、感染経路  
が不明な感染者が過去に一定程度存在していたことなどにより当面の間  
注意を要する地域

「レベル1」・・・生活圏内の状況が、感染観察都道府県に相当する感染状況である地域の  
うち、レベル2にあたらぬもの(新規感染者が一定程度確認されるもの  
の、感染拡大注意都道府県の基準には達していない。引き続き感染状況をモ  
ニタリングしながら、「新しい生活様式」を徹底する地域)